

## 論 文

## 東アジアにおける FTA 急増の背景とその問題点

松 石 達 彦

## はじめに

WTO に通報のあった FTA は90年代以降激増しており、その中で、2001年の日本—シンガポール経済連携協定 (JSEPA) 締結をきっかけに、東アジア諸国は競うように FTA 交渉を開始した。2000年以前に発効したバンコク協定 (1976) と AFTA (「ASEAN 自由貿易地域」1992) も合わせると、東アジア関連で既に12の FTA が発効中である。

90年代、東アジア地域は FTA の「空白地帯」と呼ばれていたが、今やその状況は一変し、ある2国間 FTA 交渉がまたさらなる2国間 FTA 交渉の呼び水となり、いわば FTA の「ドミノ現象」が見られる。本稿では、この東アジア地域での FTA を巡る動きを概観し、その急増の背景と問題点を検討する。

## 1. FTA の定義とその急増

## (1) FTA の定義

FTA は Free Trade Agreement の略称であり、「自由貿易協定」である<sup>1)</sup>。EPA

---

1) FTA は Free Trade Area 「自由貿易地域」の略語でもあるが、「自由貿易協定」により成立した「自由貿易地域」であり、両者を区別する意味は特にないため、通常 FTA という場合、両者を含んでいる。

は Economic Partnership Agreement の略称で「(包括的) 経済連携協定」と訳され、外務省によれば、EPA は貿易に加えて知的財産の保護、人の移動、競争政策、様々な経済協力等を含む<sup>2)</sup>。しかし、EPA とは日本での FTA の呼称であり、たとえ貿易外のことが交渉に含まれていても、海外では FTA と呼ぶのが一般的であり、両者に本質的違いはない。

また、PTA は Preferential Trade Agreement の略称で、「特惠貿易協定」であり、締約国同士が特定の品目の貿易に課される関税率を引き下げる制度のことで、FTA という言葉が流布する前から用いられていた<sup>3)</sup>。

WTO では、FTA、EPA に加えて、対外共通関税を持つ EU のような関税同盟、PTA をも含めて RTA (Regional Trade Agreement 「地域貿易協定」) と総称しているが、通常は FTA も広義な意味で使われることが多く、その場合は実質 RTA と同義である。よって本稿でも特に断りのない限り、FTA、EPA、PTA、RTA を区別せず、FTA で統一する。

Balassa によれば経済統合は、①関税と数量制限を撤廃する自由貿易地域、②対外共通関税を持つ関税同盟、③生産要素の移動制限も廃す共同市場、④経済政策を共に調整する経済同盟、⑤超国家的機関を設置し経済政策を統一する完全な経済統合、の五つに分類できる<sup>4)</sup>。FTA は狭義では①となるが、現在の FTA 交渉内容からして、広義では①、②、そして③、④段階も一部含まれている。よって、FTA は近年その概念を拡げつつあると言える。

---

2) EPA と同じような意味で CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement 「経済貿易緊密化協定」) という呼び方もある。たとえば、2004年1月1日発効の中国-マカオ、中国-香港の CEPA がある。

3) PTA を FTA と区別して、FTA よりも品目数、関税撤廃が緩い段階の協定という意味で使う論者もいるが、例えば Bhagwati[2002] のように、FTA や関税同盟の総称として PTA と呼んでいる論者もいて、その使い方はまちまちである。Bhagwati は PTA に対して極めて批判的である(「攻撃的単独主義と PTA が国際貿易システムにとって疫病のようなものである」邦訳[2004], 98頁)。

4) Balassa[1961]p. 1. 今日でもこの分類はほとんど変わっていない。しかし、最終段階として、今日では安全保障も含む政治同盟が究極の共同体として想定されている。

FTA の締結には三つの根拠条文がある<sup>5)</sup>。一つは、GATT (貿易と関税に関する一般協定) 第24条である。FTA 締結は、本来 GATT 第1条の無差別原則としての「最恵国待遇原則」に抵触するが、世界貿易の一層の自由化に向けた弾みともなることから、GATT 第24条では、域外に対して関税等の障壁を高めないこと及び域内の実質上のすべての貿易<sup>6)</sup>について関税等を10年以内に撤廃することなどの一定の要件の下に、最恵国待遇原則の例外として認めている。先進国が係わる FTA はこの24条を根拠条文としており<sup>7)</sup>、FTA 総数の8割以上を占めている。

二つ目は、発展途上国間での FTA 締結の根拠となる「授権条項」である。授権条項は、GATT 東京ラウンド (1973~79年) において採択された発展途上国優遇のための条項であり、GATT 24条による10年以内の完成という期限も、関税及びその他の制限的通商規則が実質的にすべての貿易について廃止という義務もないため、縛りが緩く例外措置も多くとれるという特徴がある。そのため、例外措置や原産地規則を曖昧にするなど規律のない FTA になる可能性もある。実際途上国間でのアーリー・ハーベストは、特定分野でのみ選択的に関税削減を行うものであり、濫用されれば、WTO 交渉にも影響しかねない。

三つ目は、経済統合に関するサービス貿易に関する一般協定 (GATS) 5条であるが、ここでも GATT 24条のような条件 (義務) 付でサービス貿易に関する FTA を認めていると解釈される。しかし、現在これを根拠条文として WTO

---

5) FTA 締結は GATT 24条により、GATT/WTO へ通報する義務がある。その際、根拠条文を示す必要がある。そして、WTO の専門委員会である地域貿易協定委員会 (CRTA) においてコンセンサス方式で審査される。

6) この「実質上全ての貿易 (substantially all trade)」をめぐって、解釈が分かれている。一つは、量的基準であり、通常は貿易量の90%以上または95%以上と解釈される。もう一つは、関税項目の数で判断する。さらには、質的基準と呼ばれ、特定分野全体を FTA 対象から外すことを禁じるというものである。

7) しかし、実際にはその FTA 交渉当事国と蚊帳の外に置かれた非交渉国が対立した場合、交渉国の GATT に整合的であるとする主張と、非交渉国による GATT に非整合的であるとする主張が併記されるだけで、整合性に対する結論を出さずに曖昧な形で最終的に FTA が認められるのが慣例となっている。

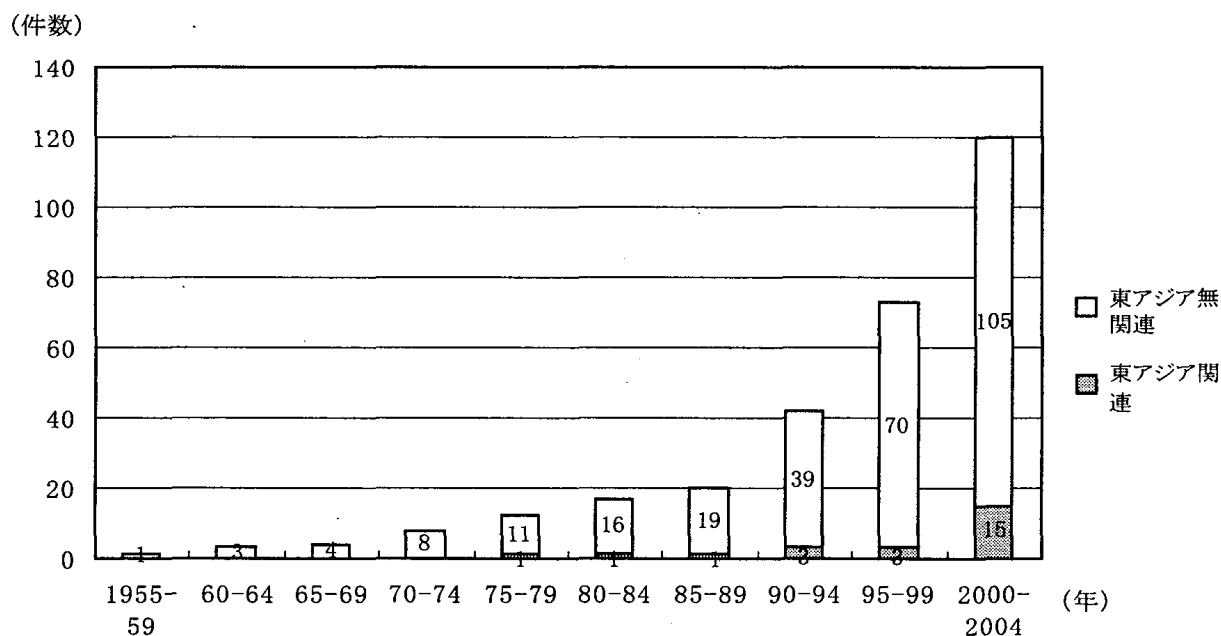
に通報された FTA は 1 件のみである<sup>8)</sup>。

## (2) FTA の急増状況

GATT, WTO に通報され発行中の FTA は 2004 年末までに累計で 120 を数える (図 1 参照)。90 年代以降にその数は急増し, 全体の 84% に当たる 101 件が 90 年代以降に発効したものである。

一方, 東アジアでは, FTA の「空白地帯」と言われたように, 東アジア諸国が関連する FTA は 90 年代まではわずか 3 件にすぎず, 主要なものは AFTA のみであった。しかし, 南米のメキシコやチリと同様, FTA においてハブ化戦略を図るシンガポールが 2000 年にニュージーランドと FTA を締結したのを皮切りに, 東アジア諸国関連の FTA 交渉は盛んになり, 発効済みのものだけでも 12 件増え

図 1 FTA 発効数 (累積)



(注) GATT または WTO に通報されて現在も発効中の地域貿易協定 (RTA) の発効年順累積数 (2004 年 12 月 31 日現在)。2004 年 5 月 1 日 EU 拡大に伴い失効したもの、既存の FTA への新規加盟など 101 件を除く。

(出所) WTO ホームページ、ジェトロ「WTO/FTA Column」vol.34 より作成。

8) 1994 年 1 月発効の欧州経済領域協定 (EEA)。EU, アイスランド, リヒテンシュタイン, ノルウェー間でのサービス協定。

て累計で15件になった。したがって、東アジアでは世界から一步遅れて2000年以降に発行数全体の80%が集中している。さらに、未発効ながら締結済みのもの、基本合意に達したもの、交渉中のもの、準備作業中、共同研究中などを合わせると主なもので50以上ある。よって、東アジア関連の FTA 発効数は今後も増加する趨勢である。

## 2. FTA 急増の背景, 原因

### (1) 世界における FTA 急増の背景, 原因

#### ① WTO における貿易自由化交渉の不調

FTA 急増の背景としては、近年の WTO（世界貿易機関）での貿易自由化交渉の不調がまずあげられる。10万人以上と推計される大規模なデモによりその後の反グローバルイゼーション運動の先鞭となった1999年シアトルでの第3回 WTO 閣僚会議の決裂後、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロに対する反テロリズムの空気も手伝い、同年11月カタール第4回閣僚会議で「ドーハ・開発アジェンダ (DDA)」交渉（ドーハ・ラウンド）がなんとか立ち上げられたが、中間合意を目指した2003年のカンクン（メキシコ）第5回閣僚会議で再び決裂して交渉は一旦頓挫した。2004年の WTO 一般理事会では、ドーハ・ラウンド交渉のテーブルの席に加盟国を何とか戻すことができ、途上国への配慮から1996年第1回 WTO 閣僚会議（シンガポール）で設定された四つの交渉分野、すなわち投資、競争、政府調達、貿易円滑化のうち、貿易円滑化だけを DDA のアジェンダとすることが決まった。しかし、それでも農業分野を中心に交渉は難航し、当初の交渉終結期限である2004年を越えてしまい、2007年春の合意を目指しモダリティーの原案提示に向け現在も折衝中である。

WTO のメンバーは現在148カ国にのぼり、2004年に新たにメンバーに加わっ

た発展途上国のネパールやカンボジアを見てもわかるように、既加盟の先進国と発展段階に大きな差がある。また、北と南の主張の不一致だけでなく、アメリカとヨーロッパ、日本等の先進国間でも特に農業分野で意見の隔たりが大きい。そして、早々に貿易以外の新分野がアジェンダから外されたことにより、先進国の DDA 交渉インセンティブが低下していることも否めない。したがって、このようなメンバー全会一致で貿易交渉を締結にまでもっていくには、これからも紆余曲折が予想される。

## ② FTA の機動性

このように、WTO での貿易自由化交渉が難航するのを尻目に、各国は妥結できる国から妥結していこうという判断のもと、FTA 交渉に活路を見出そうとしているのが現状である。WTO に比べた FTA 交渉のメリットはなんとといっても相手国が特定できるための妥結のしやすさ、機動性にある。

特に現在主流である 2 国間 FTA においては、WTO で難航している農業分野において発展途上国からやり玉に上がっているアメリカや EU の補助金問題が WTO 交渉に比べると表面化しにくいことが交渉をスムーズにしている一つの大きな要因と思われる。というのは、農業の補助金の削減要求は、2 国間 FTA では事実上困難だからである<sup>9)</sup>。よって、発展途上国は農業分野で先進国から補助金削減を引き出しにくい。それに比べ、関税は通常 2 国間で個別に決められているので、補助金による農業保護を行っている国に比べ、関税で保護をしている国は農業分野での FTA 交渉において多くの譲歩を迫られることが不可避である。

---

9) とはいえ、北米と中南米諸国との FTAA (「米州自由貿易地域」) 創設にむけた FTA 交渉では、ブラジルやコロンビアなどがアメリカの農業補助金削減を強く迫っている。しかし、この場合、FTAA に参加予定の発展途上国がアメリカの補助金制度に対して一致した要求をしないかぎり、要求は通りにくい。

### ③広範な交渉分野

FTA 急増のもう一つの理由としては、FTA 交渉が WTO よりも広範な分野をカバーしていることにある。FTA 交渉では、WTO 交渉においては交渉議題から除外されることになった「投資ルール」や「競争政策」といった事項も交渉できる。近年、米国が締結している FTA には、環境問題や労働問題、知的所有権や電子商取引に関するルールなども盛り込まれている。アメリカはこうした FTA での多角的交渉に積極的に取り組む事により、広範な分野での自由化を望んでいる。このように FTA では多くの分野を交渉議題とすることができ、それによりある分野での譲歩が相手の他の分野での譲歩を引き出すといった柔軟な「駆け引き」も可能となる。

## (2) 東アジアにおける FTA 急増の背景、原因

東アジアにおける FTA ラッシュの前提には、近年の「東アジア共同体」構想の隆盛がある。1990年にマレーシアのマハティール首相が提唱した<sup>10)</sup>時はアメリカの反対にあい、日本は支持できなかった。しかし、1997年のアジア通貨・金融危機をきっかけに再燃し、アメリカの静観もあって、日本も積極的に「東アジア共同体」構想に乗り出した<sup>11)</sup>。FTA はこの壮大な構想の実現に向けての最初のステップと考えられる。こうして、東アジア連携に向けた制度的フレームワーク作りを東アジア内で話し合えるようになった政治的環境が、FTA 急増の前提にあ

---

9) EAEG (「東アジアグループ」) 構想。後に EAEC (「東アジア経済会議」) に改称。貿易や投資の自由化を中心に東アジア内の経済連携が謳われている。アメリカはこれを「太平洋に線を引くもの」として、アメリカ抜きでの東アジアでの新秩序形成を警戒して猛反対した。近年の「東アジア共同体」構想は、究極的には安全保障も含めた共同体を目指す。当面は経済分野での地域内連携を目指すものである。

10) 通貨・金融危機時の「ASEAN+3 (日・中・韓)」首脳会談が定例化し、東アジア共同体構想実現に向けての協議の場となっている。小泉首相は2002年のシンガポール演説で「東アジア共同体」に公の場で初めて言及し、2004年9月の国連総会では「『東アジア共同体』構想を提唱しています」と述べた。2005年末には「東アジアサミット」がマレーシアで開催される予定である。

る。その前提と、前節で触れた世界で FTA が急増する背景、原因も踏まえたうえで東アジアで FTA が急増する背景、原因に関して考察する。

### ①日本の方針転換

日本は戦後一貫して戦前のような経済のブロック化を防ぐという GATT の理念に賛同して、GATT/WTO での多数国間での無差別的貿易自由化交渉を支持してきた。90年代に欧米で FTA が急増した状況においてもその姿勢は変わらなかった。しかしながら、90年代末にその方針を転換せざるをえなくなり、日本—シンガポール交渉を皮切りに本格的に FTA 交渉に乗り出した。この日本の方針転換には主に二つの理由が考えられる。

一つは、FTA 未締結による損害、すなわち貿易転換効果が顕在化したことである。FTA は締約国には自由化のメリットをもたらすが、未締結の国にとっては締約国間に比べ不利な交易条件となるケースがでてくることは避けられない。メキシコの例では、メキシコと FTA を締結していたアメリカや EU には完成車の関税はゼロ、未締結だった日本の完成車には50%の関税がかかるためメキシコ市場において多大な損失を被るということになる。実際、メキシコでは日本—メキシコ FTA がいないことによる損失は年間400億円という推計もあり、多くの日系企業が撤退を余儀なくされた。

もう一つの理由は、財界からの強い要望である。日本経団連『活力と魅力に溢れた日本を目指して』（いわゆる「奥田ビジョン」）<sup>12)</sup>では、FTA による農産物市場の開放と、外国人労働者への門戸開放が唱えられており、それを幕末と戦後に続く「第三の開国」と呼んでいる。遅くとも2020年までに「東アジア自由経済圏」を作ることを財界は強く望んでおり、その形成に向けて日本はリーダーシップを発揮すべきだという主張である。

---

12) 同書, 83-99頁。



開国が必要な理由としては、日本経済の長期低迷があげられる。この低迷を抜け出すためには、高成長を続ける東アジアのダイナミズムに活路を求めるべきであると主張されている。そのために、FTA を通じた自由貿易がいわば「外圧」として作用することにより、日本国内の産業構造改革を促すと唱えられている。

しかし、その真の狙いは、日本の農作物市場の開放と外国人労働者への門戸開放と引き換えに、東アジア諸国の鉱工業品の関税撤廃、投資の自由化を引き出し、東アジアに展開する日系多国籍企業のさらなる利益を確保することであろう。

このように、FTA 未締結による実害と、財界からの強い要求により日本は本格的に FTA 交渉に乗り出したが、東アジア域内の GDP の 6 割を占める日本が FTA 交渉に乗り出したことは他の東アジア諸国にとって大きな刺激となった。

## ② AFTA の限界

AFTA (ASEAN Free Trade Area 「ASEAN 自由貿易地域」) は東アジア内では他に先がけて 1992 年に創設された。域内の関税撤廃、貿易自由化を謳ったもので、ASEAN 先発 6 カ国 (シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ) で 2002 年までに関税を 0 ~ 5 % に、2010 年までに 0 % に削減。発展の遅れている CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナム) はヴェトナムが 2003 年、ラオス・ミャンマーが 2005 年、カンボジアが 2007 年までに関税を 0 ~ 5 % に、そして CLMV 4 カ国が 2015 年までに 0 % まで削減することで AFTA の完成を目指している<sup>13)</sup>。AFTA の目的は三つある。域内貿易と域内投資の活性化、海外からの直接投資の活性化、域内産業競争力の強化であるが、中でも最も渴望されていたのが、海外からの直接投資の呼び込みである。外資系企業の誘致はさらなる産業力強化にもつながると考えられている。そのた

---

13) 先発 6 カ国では二度の前倒しをして自由化を急いできたが、例外項目も多く、全面自由化には至っていないのが実情である。

め、ASEAN内で貿易の自由化をすることにより、この地に展開する先進国多国籍企業があたかもASEANという一つの国家で生産ネットワークを築くのと変わらない環境を提供しようというものであり、先進国多国籍企業の直接投資を呼び込むための「デモンストレーション効果」が最大の狙いであった。それは、台頭する中国へ直接投資が集中し、投資先としてのASEANが地盤沈下することを防ぎたいとするASEANの戦略であった。

しかしながら、その効果は限定的なものにとどまっていると言わざるをえない。たしかにASEAN域内の貿易額自体は増加し、域内貿易比率は徐々に高まってきてはいる。AFTA創設前の1990年から2003年にかけて、ASEANの貿易額は2.7倍に膨らんだが、ASEAN域内の貿易額増加率はそれを上回り3.6倍に増加した。域内貿易比率も1990年の17%から2003年には22.3%となっている。しかし、その水準はEUやNAFTAに遠く及ばず<sup>14)</sup>、AFTAが発展途上国間の自由貿易地域であることを考慮しても、その創設の効果としては控えめなものに留まっていると言えよう<sup>15)</sup>。

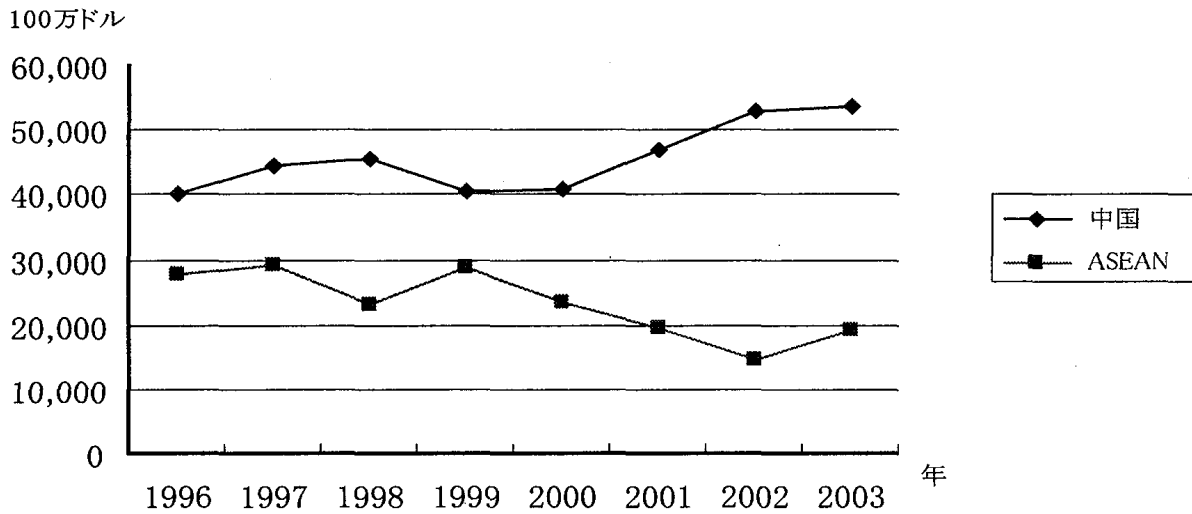
そして直接投資はAFTAの思惑も虚しく減少傾向がはっきりみてとれる(図2)。ASEANの対内直接投資は1997年の通貨危機を機に激減し、そこから回復しないまま低調な状態が続いている。一方で中国は2001年に史上最高額4,684億ドルを記録すると、そこから4年連続で史上最高額を更新し、2004年には6,000億ドルを突破した。各種機関が実施している海外直接投資に関するアンケート調査でも、

---

14) 2003年のEUの域内貿易比率は61.4%、NAFTAは55.4%である。また、東アジア全体での域内貿易比率は40%である。域内貿易額と比率は、IMF [1992], [2004]による。

15) AFTAの域内貿易率が低い要因として、その利用度の低さが指摘されている。共通効果特惠関税(CEPT)の利用率は国によっては10%を下回る。構造的要因としては、シンガポールが自由貿易港であり、輸入関税率がゼロであること、域内貿易の主要製品であるエレクトロニクス関連製品の関税率が元々低いこと、輸出加工区や関税還付制度利用により無税で輸入ができることがあげられる。制度的要因としては、原産地証明取得の不透明さ、申請フォームの不備、制度自体や手続きの認知度の低さ等があげられる。

図2 対内直接投資(ネット, フロー, 実行ベース)



(出所) United Nations Conference on Trade and Development “World Investment Report 2004”  
より作成。

最も魅力ある投資先として中国が他を大きく引き離してトップである。

つまり AFTA による対内直接投資呼び込みのデモンストレーション効果は今のところ効果的であったとは言えず、直接投資主導型の成長パターンの再来を狙う ASEAN 諸国としては、ASEAN 域外との FTA 交渉を迅速に進めることにより活路を見出そうとしており、それが近年の ASEAN 諸国の FTA 交渉ラッシュの背景となっている。

### ③東アジア内での「ドミノ現象」

すでに FTA を結んだ EU (正確には関税同盟) や NAFTA に触発あるいは対抗して第 3 の自由貿易圏を創るという地域主義的文脈で東アジアで FTA 交渉が盛んになったかという点必ずしもそうは言えないであろう。それは、EU や NAFTA の成立よりだいぶタイムラグがあることからわかる。東アジア内の FTA ラッシュは、域内の競争により触発されて起こっている側面が強い。

東アジアの FTA 競争は、複数国間では 2001 年 11 月の中国－ASEAN 間で 10 年

以内での FTA 締結を目指すことが合意された<sup>16)</sup> のが一つのターニング・ポイントであった。多くの輸出品で競合関係にある中国と ASEAN がいち早く交渉に乗り出しただけでなく、中国側の農産物自由化に対する大幅な譲歩によって予想外に早く合意に達したことは、日本や韓国に大きなインパクトを与えた。これに触発されて日本は、2002年1月小泉首相が「日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (CEPA) 構想」を発表し、2005年4月から本格交渉に入っている。また、これに遅れて韓国は2006年2月から ASEAN と交渉に入る予定である。

また、東アジア内の2国間 FTA としては、2002年1月の日本—シンガポール FTA の締結・発効に端を発している。ASEAN 全体としてではなく、一国としていわば抜け駆けをしたシンガポールに対して、他の ASEAN 諸国は2004年からフィリピン、タイ、マレーシアが、2005年からインドネシアが日本と交渉を始め、既にフィリピン—日本、マレーシア—日本、タイ—日本は基本合意に達している。

これに触発されてか韓国も2国間交渉に本格的に参入し始め、2003年から日本と、2004年からシンガポール、マレーシアとも交渉を開始し、既にシンガポールとは基本合意に達している。

このように東アジアにおける FTA ラッシュは、一つの交渉が他の交渉を誘発していわば「ドミノ現象」のような様相を呈している<sup>17)</sup>。FTA の効果が定かでない<sup>18)</sup> 段階でこのような現象が起きるのは、主に FTA の差別性・排他性に起因す

---

16) 一部の農産物に関しては2004年11月からすでに発効している (アーリー・ハーベスト)。

17) ドミノ現象に関しては、Lloyd [2002] を参照。

18) FTA の GDP 押し上げ効果に関しては、CGE モデル (Computable General Equilibrium model 「計算可能な一般均衡モデル」) として開発された GTAP (Global Trade Analysis Project) モデルによる推計がある。推計結果の多くは、2国間 FTA の場合は締約国にプラスの効果、他国にはマイナスに作用するが、地域大 (ASEAN+日, 中, 韓) の FTA ができた場合は、締約国全ての実質 GDP を押し上げる効果があるとするものである。例えば、Kawasaki [2003], EAFTA [2005], 清水隆雄 [2005] 等を参照されたい。

る<sup>19)</sup>。FTA は締結外の国にとっては締結国間に比べ相対的な交易条件の悪化を意味する。メキシコで被った日本の実害がそのよい例である。したがって、このような差別的な交易条件による貿易転換効果を避けるためにも、各国はいわば「防衛的反応」をしているというのが実情であろう。このように FTA 未締結による損失を回避しようとして各国が競うように自由化を進めていくことは「競争的自由化 (competitive liberalization)<sup>20)</sup>」と呼ばれている。

### 3. 東アジアの FTA 交渉内容

中国－ASEAN の FTA 締結目標合意と一部の早期発効（アーリー・ハーベスト）は特段驚くべきことではない。これまで、東アジア内において、中国と ASEAN は競合関係にあることもあり、貿易取引が相対的に少なかった。しかし、本来貿易の自由化は発展段階の近い国ほどやりやすい。近年の中国－ASEAN 貿易は、地域内で生産のネットワーク化が進んでいることもあり増加傾向にある<sup>21)</sup>。FTA 発効によって今後より一層盛んな貿易が行われることが予測される。また、中国－ASEAN の FTA は授權条項が根拠条文のため、自由化目標が義務でなく

---

19) The Consultative Board to the Director-General of the WTO[2005] のいわゆる「サザランド・レポート」では、FTA の世界的拡がりにより、いまや大原則たる最恵国待遇 (Most-Favored-Nation Treatment) の方が例外となり、最恵国待遇は FTA 非締結国に与えられる「最低国待遇」(Least-Favored-Nation Treatment) になっていると指摘している (p.19)。

20) 「自由化は決して自発的に起こるものではなくて、ほかの地域が自由化する、ないしは自分の隣が自由化するから、自分もそれに参加するか、ないしは自分もそういうグループをつくるかしないと自分だけが疎外されるということから、そういう形で自由化に拍車がかかることを競争的自由化と申します。こういう動きはやはりうまく使うべきであろう。それが東アジアのダイナミズムを生かすものでありたいと私は考えます」。2003年12月8日開催、(財)日本国際フォーラム主催国際ワークショップ、第Ⅲセッション基調報告、山澤逸平、「アジアとの対話：アジアの中の日本とその役割－経済システムとしてのアジア－」。

21) 一方で、ASEAN、中国とも貿易に占める日本の割合が減少傾向にあり、日本への依存度は低下している。逆に日本は貿易に占める ASEAN、中国の割合が増加しており、東アジアへの依存度が強くなってきている。

あくまで目標にとどまり見直しがきくために合意に至りやすかったと言える。

問題となるのは、発展段階にかなり差のある日本と東アジア諸国の FTA である。争点となった事項を中心に、日本と 4 カ国の 2 国間 FTA 交渉の内容を見てみよう<sup>22)</sup>。

日本とフィリピンの FTA 交渉は 2004 年 11 月に基本合意に達した。農林水産物では、日本は米や麦、乳製品、牛肉、豚肉、砂糖等はセンシティブ品目<sup>23)</sup>として除外または再協議扱いにし、その他の品目を大体 10 年をめぐりに関税撤廃する。鉱工業品では、フィリピンが鉄鋼の輸入量の 60% 以上に対して関税を即時撤廃。自動車、自動車部品への関税を 2010 年までに段階的に撤廃。鉱工業品全般に関しては大体 10 年後をめぐりに関税を撤廃していく。フィリピンとの FTA 交渉で一番話題になったのは、フィリピン人看護師と介護士の受け入れで、それは日本の「労働の開国」として注目された。ただし、当初の発表では看護師 100 名、介護士 100 名の受け入れにとどまっている。受け入れ人数に関しては今後も話し合っていくことになっている<sup>24)</sup>。

日本とマレーシアの FTA 交渉は 2005 年 5 月に大筋合意に達した。日本が農林水産品への関税を段階的に撤廃していき、マレーシアは 10 年後をめぐりに鉱工業品への関税を段階的に撤廃していく。ただし、マレーシアの国民車プロトンと競合しない排気量 3,000cc を超える大型車、2,000cc 以上 3,000cc 以下の乗用車、20 トン超のトラックやバスの関税を 2010 年までに段階的に撤廃する。自動車部品は現

---

22) 以下の 2 国間 FTA の交渉内容に関しては、外務省ホームページ、各種マスコミ報道を参照した。FTA 交渉の中身はなかなかオープンにならず、情報量が少ない理由として、外務省は交渉相手国への配慮であるとしている。外務省 HP「経済連携協定 (EPA) への取り組みに関する説明会：概要」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/event/epa\\_g.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/event/epa_g.html)

23) 日本ではセンシティブ品目を「重要品目」と呼んでいる。

24) これまで、日本は年間 7, 8 万人のフィリピン人女性を「芸能人」として半年の就労ビザで受け入れ、ナイトクラブやパブで働かせ、就労ビザが切れると不法就労者として強制送還させてきた。人道的立場に立てば、もし、介護士、看護師の受け入れが小規模なものにとどまるならば、この強制送還の問題の解決の方が先決である。

地組み立て車用の品目は関税を即時撤廃。現地組み立て車用以外のものは2010年までに関税撤廃。その他の全ての完成車は2015年までに段階的に関税撤廃する。その他では、経済連携研修として10年間で約1,000人のマレーシア人を日本が受け入れることになっている。

日本とタイの FTA 交渉は難航し、当初2005年6月ぐらいまでに基本合意するのではと思われていたが、8月末にようやく基本合意に至った。日本は自動車や自動車部品、鉄鋼製品の3分野で関税撤廃を要求して、その見返りとして中小企業育成の産業協力等を申し入れていた。しかし、タイ側は鉄鋼製品の関税撤廃を10%以下とし、自動車や自動車部品の関税撤廃も10年以内で10数パーセントと主張していた。結果として、以下の内容で妥結した。3,000ccを越える乗用車に関しては、関税率80%を毎年均等に引き下げ、2009年から60%を維持する。3,000cc以下の乗用車に関しては再協議。自動車部品に関しては、関税が20%以上の部品は20%まで引き下げ、すでに20%以下の部品は今の関税率を維持し、いずれも2011年に撤廃。鉄鋼製品の一部は即時関税撤廃するものの、その他の品目は協定発効から11年目の初日までに関税撤廃する。農林水産物に関しては、センシティブ品目である米、麦、牛肉、豚肉、かつお・マグロ等を除いて、大部分の品目が協定発効から10年以内に関税撤廃する<sup>25)</sup>。労働者の受け入れでは、日本がタイ料理の調理人の就労基準の大幅緩和、また、スパ・セラピストや介護福祉士の受け入れ可能性を後日検討することにし、日本での雇用機会拡大を提示した。

日本と韓国の FTA 交渉は難航している。東アジアではいち早く1998年に韓国が日本側に共同研究をもちかけたのだが、2003年末からの政府間交渉は難航し、昨年11月から交渉中断しているため、目標であった2005年以内の基本合意は絶望

25) 日本-タイ FTA の農林水産分野で、原産地規則として日本はタイの食品に現地調達率90%以上、海産物に関しては乗組員の75%以上がタイ人の漁船からの産品を要求していたが、日本側が一定の譲歩をしたとみられる。「日-タイ FTA 基本合意の報 原産地規則で日本が合意？」

<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/globalisation/regional/news/05080101.htm>

的状況である。農林水産物の自由化では、韓国の高関税撤廃、日本の厳しい検疫の緩和が双方に利益をもたらすと考えられているため大きな障害はない。しかし、鉱工業品の関税撤廃には韓国側が強く難色を示している。鉱工業品の関税は、韓国が平均9.2%、日本が2.7%。この条件でさえ韓国は2003年対日赤字 2兆円超を計上している。よって、関税を撤廃すれば韓国の地場系企業が大打撃を受けることは必至とみられる。そこで韓国は素材・部品産業育成に日本の技術協力や、基金造成を要求しているが、日本側は「韓国は既に先進国段階である」として、これに応じない構えである。

以上、FTA 交渉を簡単に総括すると、基本的には日本側の農林水産分野での関税撤廃と労働の開国や経済協力等と引き換えに、東アジア諸国の鉱工業品での関税撤廃が約束されて妥結をしていくという互惠主義の形をとっている。そして、韓国やタイのように地場系企業のプレゼンスが大きい国ほど、自国の産業を保護したいため、鉱工業品の関税撤廃に難色を示し交渉が難航する傾向にあると言える。

2 国間 FTA において ASEAN 諸国は主に FTA の静態的效果である貿易創造効果を期待しており、負の効果である貿易転換効果は途上国同士の FTA に比べ最小限にとどめられると見込んでいる。一方、日本にとっては ASEAN 諸国一國との貿易シェアは ASEAN 諸国にとっての日本のそれに比べ圧倒的に低い（貿易の非対称性）ため、2 国間交渉における貿易創出効果は ASEAN に比べれば相対的には大きくはない。したがって、貿易創出効果のみならず、FTA の動態的效果である競争促進効果<sup>26)</sup>と市場拡大効果を通じた生産性向上を FTA 促進理由として指摘する声が財界とその利益代弁者である経済産業省を中心に大きい。

---

26) ASEAN 諸国との 2 国間 FTA の場合、日本にとっての競争促進効果は、ASEAN 諸国と技術格差が大きいとため鉱工業品分野ではあまり見込めず、主に衰退産業である農業分野で見込まれる。農業分野における競争促進効果による生産性上昇は、農業分野自体の生産性向上か、あるいは農業のさらなる衰退を通じて資源の効率的配分により達成されることが考えられる。



## 4. 東アジアにおける FTA の問題点

### ① 「スパゲッティ・ボウル現象」

WTO での貿易自由化を支持する論者からは、2 国間 FTA が他の FTA と何の調整もなく進められると、いくつかの FTA が複雑に絡み合う「スパゲッティ・ボウル現象」になり、これを解きほぐして一つの FTA を作る事が困難になるという批判がよく聞かれる。

スパゲッティ・ボウル現象とは、ある国が複数の FTA を結んでいくと、相手国ごとに関税撤廃品目や関税率、引き下げの期限等が違いため、FTA の数だけ異なった貿易条件、ルールが適用されることになり、各国が締結する FTA 網が複雑に絡み合い、あたかもボウルの中でスパゲッティの麺が一本一本複雑に絡み合うかのような現象である<sup>27)</sup>。

スパゲッティ・ボウル現象の中で特に厄介なのが、「原産地規則」の問題である。原産地規則とは国際的に取引される商品がどこの国で生産されたかその原産地（国籍）を判定するためのルールである。現状では国際ルールがないため、2 国間 FTA の当事国や地域貿易協定に関する地域が各々定めている。また、FTA で原産地規則を定めれば、FTA 未締結の国からの商品に必ず関税を課すことができ、関税回避のための迂回輸出は防げる。

しかし、2 国間 FTA では、その FTA ごとに原産地規則が決められるため、その異なる原産地規則に対応するように生産調整をしたり原産地証明をとる手続

---

27) Bhagwati によればスパゲッティ・ボウル現象とは「二国間で PTA が締結され、それぞれの国が他の異なった国々と相互条約を結び、それら相手国が今度は他の国々と条約を結び、そのそれぞれが今度は異なった部門においてことなつた原産地原則（相互の譲歩を追及した特惠によって義務づけられ、加盟国になることで非加盟国への「漏れ」をなくす）を持つといった迷路状態である。私がこれをスパゲッティ・ボウルと呼んだのは、縦横無尽に重なり合ったひもが無秩序な塊となり、とにかく手に負えないためである（邦訳 [2004] 115-116頁）。

きは、輸出企業にとって少なからずコストとなる。

さらに、2国間 FTA で一番問題とされるのは、複数国での生産ネットワークを築く際に不確定要素が出てくる点だ。仮に日系企業が日本とマレーシア、中国で電化製品生産のネットワークを構築しているとする。日本では高付加価値の部品を生産し中国に輸出する。マレーシアでは低付加価値の部品を生産し中国に輸出する。そしてそれらの部品から中国の労働集約的工工程で組み立てが行われるとする。FTA は日－マレーシア（実際はまだ基本合意段階）、中国－マレーシア（実際は2国間でなく ASEAN－中国 FTA）で結ばれており、日本－中国間に FTA はない。この場合、マレーシア－中国間での FTA 取り決めが授權条項に基づいてるため、関税の撤廃が遅々として進まなくても日本としては手を出せない。つまり、日系企業による3国にわたる生産ネットワークの効率性は、マレーシアと中国の FTA とその遵守状況に左右されるということになる。よって、2国間 FTA が増えるだけでは、企業の立場からみれば生産ネットワークの効率化として不十分であり、効率の面でも透明性の面でも日－ASEAN、さらには日、ASEAN、中国を含む地域大の FTA を構築していく方がより望ましいということになる。

しかし、実際には ASEAN は共通の対外関税を持つ関税同盟ではないため、関税の引き下げ交渉自体はそもそも個別の国と交渉しなければならない。よって、今の ASEAN 諸国との2国間 FTA で主に関税率や原産地規則を決め、日本－ASEAN 間 FTA で関税分類の統一や税関手続きの共通化、知的財産保護の共通ルール策定、統一原産地規則<sup>28)</sup>を決めていけば調整コストはかかるが、整合性の

---

28) 日本－ASEAN FTA では、「累積原産地規則」の制定が期待されている。累積原産地規則とは、ある商品の原産地を決める際に、域内の複数の国で製造・加工された部分を合算（累積）して判断するルールである。既に、AFTA や中国－ASEAN FTA ではこの累積原産地規則が採用されており、日本－ASEAN FTA でもそれが定められれば、日本から輸入した部品を使い ASEAN 内で作った製品を ASEAN の他の国に輸出する時に日系企業にとっては大きなメリットとなる。

問題はそれほど深刻な問題ではないだろう。日－中－ASEAN 間に FTA を拡充していく際も同様である。

## ②日本の農業問題と発展途上国の工業問題

日本の食糧自給率はカロリーベースで40%であり、先進国の中でも最低水準にある。そして、90年代以降食料自給率の低下は加速している。日本は極端な農業保護国のレッテルを貼られているが、実際農産物の単純平均関税は12%で、アメリカの6%とEUの20%の中間にあり、FTA 交渉相手のタイや韓国に比べれば低い水準である。自給率40%や農産物の輸出がほとんどないことから、日本は世界最大の農産物純輸入国である。しかし、こんにゃく芋の990%、米の490%等あまりに高い関税を特定品目にかけている<sup>29)</sup>ため、極端な農業保護国としてみなされている。

日本は農業保護国に違いはないが、国際社会からとりわけ槍玉に挙げられるのは、農業保護そのものというより、その保護のあり方であろう。保護のあり方としては、大きく分けて高関税による高価格維持と財政による農家への補助金拠出がある。前者は消費者負担となり、後者は納税者負担ということになる。OECD が農業保護の指標として推計する PSE (Producer Support Estimate) によれば<sup>30)</sup>、日本の消費者負担分 (Market Price Support) は1986年の90%から2004年91%と殆ど変わっていない。OECD 平均では同期間で77%から60%へと低下、特にEUは89%から53%へと減らしており、財政による直接支払い、すなわち納税者負担によって食料自給率を維持するかむしろ上げる方向に向かう国が多い。しかし、日本は依然として消費者負担のままである。その結果が食料自給率のさ

---

29) 米の場合、ウルグアイ・ラウンドの合意後、関税と類似した一定のマークアップを導入している。現在、米1キロにつき関税が341円であるが、このうちマークアップが292円である。農林水産省が日本の関税は低いと主張する場合、このマークアップを除いた49円を関税とみなすトリックを用いている。

30) OECD, PSE/CSE database 2005 (<http://www.oecd.org>). 2004年は暫定値。

らなる低下，WTO や FTA での貿易交渉における国際社会からの高関税削減圧力である。

こうした状況を招いたのは，農産物の高価格維持の方が財政による農家への直接支払いよりも保護費用が国民に分かりにくく政治的に好まれてきたという経緯がある。特に，高度成長期に農業と非農業間の所得格差拡大を防ぐために米価をはじめ農産物の価格を引き上げたことが今日の高価格維持政策に影響している<sup>31)</sup>。

この状況で，FTA による外圧によって，相手国の鉱工業品の関税削減と引き換えに，さらなる日本の農産物市場の開放を進めるのは危険であろう。「攻めの農業」と小泉首相は発言しているが，今の農政状況において，東アジア内のニュー・リッチを対象とした一部の高級品を除いては，輸出競争力など望むべくもない。

治水・灌漑等の農業の多面的機能への配慮からもこれ以上の農業衰退は望ましくない。さらに，関税削減によるさらなる食料自給率低下は国家安全保障の観点からも危険であるし，外交上不利な立場に立たされる恐れもある。また，日－韓 FTA で韓国から要求されている食料品の輸入に対する日本の検疫の緩和であるが，中国野菜の残留農薬が問題になったように，外国から大量の食糧を輸入し，その際の検疫基準を緩めるのは国民の食の安全上大きな問題である。問題の対処方法としては根本的なものではないが，現実的対処としては，農業保護のあり方を欧米のような財政による直接支払いに転換していくことであり，現在その方向で農政は動いている。しかし，遅きに失した感は否めない。

一方で，日本と FTA 交渉中（基本合意を含む）の東アジア諸国の鉱工業品の関税撤廃はいささか性急すぎる嫌いがある。ASEAN 諸国の鉱工業分野での自由化は，減少傾向にある直接投資の呼水にしたいという苦しい実情からの譲歩という側面があることは先述した。しかしながら，自由化により，ただでさえ未成熟なローカル・サプライヤーやマレーシアのプロトン社のようなセットメーカーさ

---

31) 本間正義 [2002]，265～267頁。

え淘汰されかねない。淘汰されるまでいかなくとも、自由化により ASEAN 域内で生産拠点の再編が行われることは避けられないであろう<sup>32)</sup>。韓国はローカル企業の淘汰に強い懸念を抱き、未だに日本との基本合意に至っていない。それを考えると、韓国よりも工業分野において発展段階の遅れた ASEAN 諸国の自由化は身の丈に合っていないと言わざるをえない。性急な自由化が東アジアに混乱をもたらしたことは、通貨・金融危機で経験済みである。問題なのは、FTA による静態的効果である貿易創造効果に期待するあまり、動態的効果である競争促進効果が地場系企業の淘汰につながりかねないという危険性を認識しながら、見切り発進で自由化を急いでいる点にある。

したがって、FTA において日本の農業分野での自由化と、他の東アジア諸国の鉱工業分野での性急な自由化がトレードされるパターンは双方にとって望ましいものではないだろう。

## おわりに

東アジアにおける FTA 急増は、AFTA の効果に不満であったシンガポールの抜け駆け的な先進国との 2 国間交渉が引き金になり、ASEAN 各国が未締結による貿易転換効果やその他の経済的損失を防ぐという意味でいわば防衛的措置として行われた側面が強い。しかしながら、伝統的な貿易立国であり、発展段階も高く、農業問題がほとんどないシンガポールと他の ASEAN 諸国では条件が異なるため、FTA での拙速な自由化は少なからずリスクを胚胎している。

日本は FTA 妥結のために、農業分野での関税削減プラス労働市場の一部開放、様々な経済協力と引き換えに ASEAN 諸国や韓国から鉱工業品の関税削減を引き出そうとしているが、こうした互惠主義的手法は双方にとって望ましいものとは

---

32) 多くのアンケートが示すように、ASEAN 内で有望な投資先としてあがるのはベトナムとタイだけである。

言い難い。一見、途上国が幼稚産業保護に対して、先進国が衰退産業保護に対して自由化を提示し合うため、等しくリスクを負っているようだが、決して対等のリスク負担ではない。仮に FTA により日本からの輸入額と ASEAN からの輸入額が同率の伸びを示した場合、貿易の非対称性により、ASEAN 諸国の対日貿易収支は悪化することになる。さらに ASEAN 諸国にとっての大きなリスクは、先進国企業との自由競争により、幼稚産業・成長産業が淘汰されかねないことである。これから国家の基幹産業に育てようとする幼稚産業や成長産業が、拙速な貿易の自由化により潰れてしまえば、それは先進国の衰退産業が潰れてしまうよりもはるかに大きな打撃となる。この場合、自由貿易のメリットとされる競争効果による産業構造の高度化へとつながるような淘汰とは性質を異にする。

もし東アジアでの FTA 交渉において、妥結のために日本が譲歩するなら、農業分野のドラスティックな開放ではなく、相手国の鉱工業品の関税撤廃の品目や関税率の面での一定の譲歩、そして相手国の重要産業へのより一層の経済協力の提示を行うべきである。それが、もし EU や NAFTA のような貿易自由化に比べて遅い足取りだとしても「巧遅」であるかぎり問題ではない。対話重視のアジアにはアジアのペースがある。無理に欧米に歩調を合わせることは地域の主体性、独自性の喪失につながる恐れがある。

ただし、そのためには東アジア諸国が日本を含む先進国とむやみに自由化度の高い拙速な FTA を締結しないことが肝要であろう。仮に自由化度の高い FTA を日本と締結してしまえば、この地域で貿易・投資における高いプレゼンスを誇るアメリカは貿易転換効果を恐れ、少なくとも日本と同じ交易条件での FTA 締結を東アジア諸国に迫ることは避けられない<sup>33)</sup>。この場合、結果的に日本は「競

---

33) Kemp & Wan [1976] によれば、FTA 未締結国への貿易転換効果を最小化することは、未締結国との貿易が元の水準に速やかに回復するように未締結国との関税を調整することにより可能であると主張し、未締結国の厚生を低下させない FTA の可能性を初めて示した。

争的自由化」政策を掲げるアメリカの斥候役になりかねない。現にアメリカは東アジアにおいて、シンガポール、フィリピン、タイと次々に2国間 FTA を結ぶ動きを見せている。特に近年のアメリカの FTA は知的所有権の保護において WTO よりもはるかに厳しい基準の遵守を要求しており、コピー商品が出回る東アジアにおいて FTA を締結するメリットは大きい。このようなアメリカの動きは「外圧」として東アジアの自由化促進を加速させかねない。

東アジアにおける FTA 交渉では、拙速な自由化ではなく、東アジア諸国が主体性を保持しつつ自国の発展段階に応じた戦略的な自由化を漸進的に行えるような環境整備こそが望まれる。

#### 〔参考文献〕

- Bhagwati, J. [2002] *Free Trade Today*, Princeton University Press (北村行伸・妹尾美起訳 [2004] 『自由貿易への道』, ダイヤモンド社)。  
[1988] *Protectionism*, Massachusetts, MIT Press (渡辺敏訳 [1989] 『保護主義：貿易摩擦の震源』, サイマル出版会)。
- EAFTA Study Group [2005] “Designing East Asian FTA: Rational and Feasibility” paper presented at the workshop “Repercussions of the East Asia FTA on the Japanese and Chinese Economies”, held at JETRO-IDE on March 2005.
- Findlay, C., and M. Pangestu [2001], “Regional Trade Agreement in Asia Pacific: Where are they talking us?” Pacific Economic Cooperation Council (PECC), June 2001.
- 本間正義 [2002] 「FTA と農業問題」。浦田秀次郎・日本経済研究センター編 [2002] 『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社, 第12章所収。
- IMF [1992] “Direction of Trade Statistics 1992”.  
[2004] “Direction of Trade Statistics 2004”.
- ジェトロ [2003] 『ジェトロ貿易投資白書2003』。  
[2004] 『ジェトロ貿易投資白書2004』。  
[2005] 「WTO/FTA Column」 Vol. 034, 『通商弘報』。
- Kawasaki, K. [2003] “The impact of Free Trade Agreement in Asia” RIETI Discussion Paper Series 03-E-018, Research Institute of Economy, Trade and Industry.

- 経済産業省編 [2003] 『通商白書2003』。  
[2004] 『通商白書2004』。
- Kemp, M. and H. Wan [1976] “An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Union”, *Journal of International Economics* 6.
- 木村福成・鈴木厚 [2003] 『加速する東アジア FTA—現地レポートにみる経済統合の波—』 ジェトロ。
- 黒柳米司 編著 [2005] 『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦—「東アジア共同体」をめざして—』 明石書店。
- Lloyd, P. J. [2002] “New Regionalism and New Bilateralism in the Asia-Pacific”, Institute of South Asian Studies.
- 日本経済団体連合会 [2003] 『活力と魅力溢れる日本をめざして—日本経済団体連合会新ビジョン—』。
- Okamoto, J. (ed.) [2004] *Trade Liberalization and APEC*, Routledge.
- 清水隆雄 [2005] 「東アジア FTA の計量分析—マクロ経済効果—」 日本大学国際関係学部 Working Paper No.503。
- 田村次朗 編 [2001] 『WTO ガイドブック』 弘文堂。
- The Consultative Board to the Director-General of the WTO [2005], “The Future of the WTO”.
- UNCTAD [1992] “World Investment Report 1992”.  
[2004] “World Investment Report 2004”.
- 浦田秀次郎 編著 [2002] 『FTA ガイドブック』 ジェトロ。
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編 [2002] 『日本の FTA 戦略』 日本経済新聞社。  
[2004] 『アジア FTA の時代』 日本経済新聞社。
- 渡辺利夫 編 [2004] 『東アジア市場統合への道—FTA への課題と挑戦』 勁草書房。
- WTO secretariat [2002] “Compendium of Issues Related to Regional Trade Agreements” (TN/RL/W/8/Rev.1), 1 August 2002.
- 山下一仁 [2005] 「関税引き下げと食料自給率向上を両立させる農政改革」 経済産業研究所, Policy Analysis Paper No.3。